

経済労働局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、経済労働局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることが出来る職については、区分する時間を別表で定める。

2 半日単位の年次休暇は、別表で定める時刻で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱の施行の日前に改正前の要綱第 2 条第 2 項の規定により、勤務時間の変更を行っている会計年度任用職員については、任用期間満了の日までの間、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|---------------------------|---|--------------------------------|--------|----------------|----------------|----------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 消費者行政センター企画業務 会計年度任用職員 | (1) 一般事務及び文書の收受・整理等の補助に関する業務 (2) その他所属長が必要と認める業務 | | | 1 | 産業政策部消費者行政センター | 産業政策部消費者行政センター | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 8:45～15:30 (休憩12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| 消費者行政センター啓発業務 会計年度任用職員 | (1) センターの啓発・調査等に関する業務 (2) その他所属長が必要と認める業務 | | | 1 | 産業政策部消費者行政センター | 産業政策部消費者行政センター | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 8:45～15:30 (休憩12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| 消費者行政センター相談業務 会計年度任用職員 | (1) センターの相談等に関する業務 (2) その他所属長が必要と認める業務 | | | 2 | 産業政策部消費者行政センター | 産業政策部消費者行政センター | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 10:30～17:15 (休憩13:00～14:00) | 13:00 | 月曜日から金曜日までの週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|----------------------------|---|---|--|---------------------------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 観光・地域活力推進部事務補助会計年度任用職員 | (1)花火大会に関する事務の補助。 (2)市民祭りに関する事務の補助。 (3)産業観光等観光情報収集、取りまとめ、市民対応。 (4)観光プロモーション推進に係るその他の業務・庶務業務。 | | | 1 | 観光・地域活力推進部 | 観光・地域活力推進部 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 9:30～16:15 (休憩 12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの 週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| プレミアムデジタル商品券事業事務補助会計年度任用職員 | (1)デジタル商品券の利用状況の集計等、各種データの抽出・分析に関する こと。 (2)デジタル商品券の事業広報に関すること。 | | | 1 | 観光・地域活力推進部 | 観光・地域活力推進部 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 9:30～16:15 (休憩 12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの 週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| 農地指導調整業務会計年度任用職員 | (1)違反転用対策に係る業務に関する こと。 (2)早野地区の活性化に係る業務に関する こと。 (3)農業委員会事務局事務補助を含む その他農地に係る業務に関する こと。 | | | 1 | 都市農業振興センター農 地課 | 都市農業振興センター農 地課 | Dランク 行政職給料表（1）1級30号給 ～35号給 |
| | 28時間45分 | 7:30～17:15の間で 7時間または7時間15 分 (休憩 12:00～13:00) | 7:30から15:45勤務 の場合は11:00 8:00から16:15勤務 の場合は12:00 8:30から16:45勤務 の場合は12:00 9:00から17:15勤務 の場合は14:00 9:15から17:15勤務 の場合は14:00 | 日曜日から土曜日の1週 間において指定する4日 間 | 週休日は日曜から 土曜日の1週間にお いて指定する3日 | なし (勤務日が休日の場合は代休) | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|--------------------|---|--|---|----|----------------------|----------------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 生産緑地相談業務会計年度任用職員 | (1)生産緑地及び特定生産緑地の指定等に係る業務 (2)その他農地に係る業務 | | | 2 | 都市農業振興センター農地課 | 都市農業振興センター農地課 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給～29号給 |
| | 28時間45分 | 9:30～16:15 (休憩12:00～13:00) | 12:00 | | | | 月曜日から金曜日までの週5日 |
| 園芸業務会計年度任用職員 | (1)所内維持管理業務に関すること。 (2)園芸の普及、啓発に関すること。 (3)その他軽易な相談業務に関すること。 | | | 3 | 都市農業振興センター農業技術支援センター | 都市農業振興センター農業技術支援センター | Eランク 行政職給料表（2）1級29号給～34号給 |
| | 28時間45分 | (1)8:30～15:15 (休憩12:00～13:00) (2)10:00～16:45 (休憩12:00～13:00) のシフト制 | (1)8:30から15:15勤務の場合は11:00 (2)10:00から16:45勤務の場合は14:00 | | | | (ア)土曜日～水曜日 (イ)金曜日～火曜日 (ウ)水曜日～日曜日 (勤務日が休日の場合は代休を指定) |
| かわさき基準推進業務会計年度任用職員 | (1)「かわさき基準」による評価・認証業務の補助に関すること。 (2)福祉関係者（施設・事業者・製造業者等）の掘り起こしやマッチング支援業務の補助に関すること。 (3)その他業務の補助に関すること。 | | | 1 | イノベーション推進部 | イノベーション推進部 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給～29号給 |
| | 28時間45分 | 10:00～16:45 (休憩12:00～13:00) | 14:00 | | | | 月曜日から金曜日までの週5日 |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|---------------------------|---|--|----------------------|--------------------|----------|-------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 勤労者福祉共済相談業務 会計年度任用職員 | (1)共済事務処理の補助に関すること。 (2)市内の中小企業に従事する勤労者の福祉増進についての啓発及び相談に関すること。 (3)その他共済に関すること。 | | | 2 | 労働雇用部 | 労働雇用部 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | (1)8:30～15:15 (休憩 12:00～13:00) (2)9:30～16:15 (休憩 12:00～13:00) | (1)11:00 (2)12:00 | 月曜日から金曜日までの 週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| 労働資料の調査及び刊行業務 会計年度任用職員 | (1)労働資料の調査に関する業務 (2)労働資料の刊行に関する業務 (3)その他所属長が必要と認める業務 | | | 1 | 労働雇用部 | 労働雇用部 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 9:30～16:15 (休憩 12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの 週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|-------------------------|---|--|--|----------------------|----------|--------------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 川崎競輪場警備総括業務 会計年度任用職員 | (1)競輪開催時等における場内秩序維持、犯罪の未然防止、トラブル対応に関すること。 (2)警察署及び他競輪場の警備担当との連絡調整及び会議への出席に関すること。 | | | 1 | 公営事業部業務課 | 公営事業部業務課 | ランク外 行政職給料表（1）2級76号給 ～81号給 |
| | 4週間あたり 116 時間 | (1)競輪開催日及び場外発売日 ・ 8:30～17:15(休憩時間は勤務時間の途中において 60 分) (2)ナイター開催の競輪開催日及び場外発売日 ・ 12:15～21:00(休憩時間は勤務時間の途中において 60 分) ・ 12:30～21:15(休憩時間は勤務時間の途中において 60 分) (3)競輪非開催日 ・ 8:30～17:15(休憩時間は勤務時間の途中において 60 分) | 8:30 から勤務の場合は 12:00、 12:15 から勤務の場合は 15:45 又は 16:30、12:30 から勤務の場合は 16:00 又は 16:45 | 4 週間において指定する 15 日 | 勤務日以外 | 勤務日が休日に該当した場合の当該休日 | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|--------------------------|--|--|---|--|----------|--------------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 川崎競輪保安隊隊長業務 会計年度任用職員 | (1)入場門、スタンド等の競輪場内外における暴力団員、集団スリ、コーチ屋等の入場拒否、排除活動及び警戒活動(いずれも私服着衣とする。)に関する事。 (2)ファン相談業務及びファンサービス業務補助(いずれも私服着衣とする。)に関する事。 (3)隊長にあつては、保安隊員の指揮命令及び統括並びに川崎競輪場警備総括非常勤嘱託員不在時の業務代行 (4)副隊長にあつては、隊長の補佐及び業務代行 (5)班長にあつては、隊長及び副隊長の補佐及び業務代行 | | | 9 (隊長1名) (副隊長1名) (班長1名) (隊員6名) | 公営事業部業務課 | 公営事業部業務課 | 川崎競輪保安隊隊長 ランク外 行政職給料表(1)2級58号給 ～63号給 |
| 川崎競輪保安隊副隊長業務 会計年度任用職員 | | | | | | | 川崎競輪保安隊副隊長 ランク外 行政職給料表(1)2級54号給 ～59号給 |
| 川崎競輪保安隊班長業務 会計年度任用職員 | | | | | | | 川崎競輪保安隊班長業務 ランク外 行政職給料表(1)2級50号給 ～55号給 |
| 川崎競輪保安隊隊員業務 会計年度任用職員 | | | | | | | 川崎競輪保安隊隊員業務 ランク外 行政職給料表(1)2級46号給 ～51号給 |
| | 4週間あたり116時間 | (1)競輪開催日及び場外発売日 ・8:30～17:15(休憩時間は勤務時間の途中において60分) (2)ナイター開催の競輪開催日及び場外発売日 ・12:15～21:00(休憩時間は勤務時間の途中において60分) ・12:30～21:15(休憩時間は勤務時間の途中において60分) (3)競輪非開催日 ・8:30～17:15(休憩時間は勤務時間の途中において60分) | 8:30から勤務の場合 は12:00、 12:15から勤務の場合 は15:45又は 16:30、12:30から勤務 の場合は16:00又は 16:45 | 4週間において指定する 15日 | 勤務日以外 | 勤務日が休日に該当した場合の当該休日 | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 |
|------------------------------|---|---|---|---------------------|---|----------------------------------|---|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 |
| 中央卸売市場北部市場管理課 業務会計年度任用職員 | (1)文書の收受及び整理に関すること。 (2)歳入に関する業務の補助に関すること。 (3)統計に関する業務の補助に関すること。 (4)その他一般事務及び業務の補助に関すること。 | | | 1 | 北部市場管理課 | 北部市場管理課 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 9:15～16:00 (休憩12:00～13:00) | 12:00 | 月曜日から金曜日までの 週5日 | 土曜日及び日曜日 | なし | |
| 中央卸売市場北部市場早出業務及び事務補助会計年度任用職員 | (1)セリ又は入札の立会い及び早朝場内取引の監視に関すること。 (2)事故品（受託物品）の立会い検査に関すること。 (3)売買参加章の臨時章の貸出しに関すること。 (4)販売原票の回収及び整理に関すること。 (5)場内の監視に関すること。 (6)その他一般事務及び業務の補助に関すること。 | | | 3 | 北部市場業務課 | 北部市場業務課 | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 月曜日から土曜日の間で 下記勤務形態によるシフト制 (1)4:00～9:45 (2)5:00～10:45 | (1)4:00から9:45の 勤務の場合は7:00 (2)5:00から10:45の 勤務の場合は8:00 | 月曜日から土曜日のうちの 5日間 | 日曜日及び月曜日又は、 日曜日及び水曜日又は、 日曜日及び土曜日のシフト制 | なし | |
| 地方卸売市場南部市場関係業務会計年度任用職員 | (1)事故品（受託物品）の立会い検査に関すること。 (2)販売原票の回収及び整理に関すること。 (3)場内の監視に関すること。 (4)文書の收受及び整理に関すること。 (5)その他一般事務及び業務の補助に関すること。 | | | 1 | 北部市場業務課 | 地方卸売市場南部市場 (配属：中央卸売市場北部市場業務課) | Eランク 行政職給料表（1）1級24号給 ～29号給 |
| | 28時間45分 | 8:30～15:15 (休憩12:00～13:00) | 11:00 | 月曜日から土曜日のうちの 5日間 | 日曜日及び、月曜日から 土曜日までのうち1日 | なし | |

| 職名 | 業務内容 | | | 定数 | 所管課 | 勤務場所 | 会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲 あるいは給与又は基本報酬の額 | | |
|------------------------|--|-----------|--------|-----|----------|----------|--|----------------------------|----------------|
| | 週の勤務時間 | 勤務時間・休憩時間 | 半休区分時間 | | | | 勤務日 | 週休日 | 特に勤務することを命ずる休日 |
| ①競輪事業発払班長用務会計年度任用職員 | ①(1)車券売場における従事員の統括及び管理に関すること。 (2)車券売場における発売及び支払に関すること。 | | | ①2 | 公営事業部業務課 | ①～④ | ①日額 10,108 円 | | |
| ②競輪事業発払副班長用務会計年度任用職員 | ②(1)車券売場における従事員の統括及び管理に関して班長を補佐すること。 (2)車券売場における発売及び支払に関すること。 | | | ②4 | | 公営事業部業務課 | ⑤ | ランク外 行政職給料表（2）2級36号給を準用 | |
| ③競輪事業発払・総務用務会計年度任用職員 | ③(1)車券売場における発売及び支払に関すること。 (2)その他開催に関すること。 | | | ③12 | | 公営事業部総務課 | | ②日額 9,878 円 | |
| ④競輪事業自衛警備隊隊員用務会計年度任用職員 | ④競輪場内における警備に関すること。 | | | ④2 | | | | ランク外 行政職給料表（2）2級33号給を準用 | ③日額 9,647 円 |
| ⑤競輪事業施設管理用務会計年度任用職員 | ⑤競輪場内施設の維持に関すること。 | | | ⑤3 | | | | ランク外 行政職給料表（2）2級30号給を準用 | ④日額 12,660 円 |
| | | | | | | | ランク外 行政職給料表（2）2級42号給を準用 | | |
| | | | | | | | ⑤日額 10,550 円 | | |
| | | | | | | | ランク外 行政職給料表（2）2級42号給を準用 (いずれも地域手当含む) | | |

| | | | | | | |
|--|------------|--|---|--|--|---------------------------|
| | 37 時間 30 分 | <p>①～③及び⑤のいずれの職も以下 9 種のシフト制</p> <p>① 8:30～15:45 ② 9:00～16:15 ③ 9:30～16:45 ④ 9:45～17:00 ⑤ 10:00～17:15 ⑥ 13:00～20:15 ⑦ 13:45～21:00 ⑧ 14:00～21:15 ⑨ 16:30～23:45</p> <p>※休憩時間は、いずれも上記勤務開始時間の 3 時間後に 1 時間を取得</p> <p>④の職も以下 3 種のシフト制</p> <p>A 8:45～17:15 B 12:30～21:00 C 12:45～21:15</p> <p>※休憩時間は、いずれも上記勤務開始時間の 3 時間 30 分後に 1 時間を取得</p> | <p>① 11:30 ② 12:00 ③ 12:30 ④ 12:45 ⑤ 13:00 ⑥ 16:00 ⑦ 16:45 ⑧ 17:00 ⑨ 19:30</p> <p>A 12:15 B 16:00 C 16:15</p> | <p>①～③及び⑤のいずれの職も 1 か月で最大 27 日</p> <p>④の職も 1 か月で最大 23 日</p> | <p>①～③及び⑤のいずれの職も勤務日以外 4 週につき 4 休以上</p> <p>④の職も勤務日以外 4 週につき 8 休以上</p> | <p>勤務日が休日に該当した場合の当該休日</p> |
|--|------------|--|---|--|--|---------------------------|